

福岡県公報

平成24年11月6日
第3444号

目次

告示 (第1881号 - 第1887号)

○都市計画事業の認可	(公園街路課) ……………	1
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課) ……………	1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	3
公 告		
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(健康増進課) ……………	3
○福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務の委託に係る提案の募集	(税 務 課) ……………	3
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	4
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	4
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	5
○落札者等の公示	(警察本部会計課) ……………	5

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課) ……………	6
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催	(警察本部生活保安課) ……………	6

正 誤

○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (平成24年10月福岡県告示第1789号) 中正誤 …………… 7

告 示

福岡県告示第1881号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年11月6日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州都市計画道路事業 3・1・209号 城野駅北口線
北九州都市計画道路事業 8・7・19号 歩行者専用道路16号線
北九州都市計画駐車場事業 11号 城野駅北口自転車駐車場
- 3 事業施行期間
平成24年11月6日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
福岡県北九州市小倉北区若富士町、片野新町三丁目及び小倉南区城野一丁目地内
(2) 使用の部分
福岡県北九州市小倉北区若富士町及び片野新町三丁目地内

福岡県告示第1882号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年11月6日

福岡県知事 小 川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営角田中部地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成24年11月6日から 平成24年12月5日まで	豊前市役所

福岡県告示第1883号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	高田川線	前	みやま市高田町舞鶴313番1先から みやま市高田町舞鶴591番1先まで	12.8 ～ 28.0	218.6
			後	みやま市高田町舞鶴313番1先から みやま市高田町舞鶴591番1先まで	12.8 ～ 28.0	218.6

福岡県告示第1884号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月6日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

南筑後	高田川線	みやま市高田町舞鶴313番1先から みやま市高田町舞鶴591番1先まで
-----	------	--

福岡県告示第1885号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
福岡市早良区大字椎原字ミヨウガノ原914の18（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1886号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和47年8月18日農林省告示第1470号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

福岡県告示第1887号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉 県道		殖木入地線 甘木	前	朝倉市入地 1591 番 1 先 から 朝倉市石成 747 番先まで	4.7 ～ 14.8	835.0
			後	朝倉市入地 1591 番 1 先 から 朝倉市石成 747 番先まで	10.0 ～ 25.0	835.0

公 告**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで栄養士法施行細則（昭和36年福岡県規則第9号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.hukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 意見を募集しなかった理由
当該改正は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が施行され、栄養士法施行規則が一部改正されたことに伴い栄養士法施行細則を改正するものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 規則の公布日
平成24年11月6日

公告

次のとおり福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 提案の内容
福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務に係る提案（詳細は、「福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に伴う企画提案競技実施要領（以下「企画提案競技実施要領」という。）」によるほか、説明会を開催する。）
- 提案資格
次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。
 - 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) 県内に事業所を有する者であること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3067

(2) 企画提案競技実施要領の交付

ア 期間

この公告の日から平成24年11月30日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会

ア 日時

平成24年11月21日（水）午前10時から午前11時30分まで

イ 場所

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町13-50

吉塚合同庁舎 吉塚804

ウ その他

出席者は1者につき3名までとする。事前予約は不要

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成24年11月30日（金）午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接持参すること（ただし、県の休日は受領しない。）。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称

公用パーソナルコンピュータ用プリンタ装置賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成24年9月6日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

東京センチュリーリース株式会社 福岡営業部

(2) 住所

福岡市中央区天神1丁目13番6号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

73,102,512円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成24年7月27日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称
警察コミュニケーションシステム用サーバ等賃貸借契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成24年9月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
204,451,380円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成24年8月17日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称

人事・給与管理業務用サーバ・端末装置等賃貸借

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日

平成24年10月4日

- 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店
- (2) 住所
福岡市博多区御供所町1番1号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

98,254,800円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告日

平成24年8月21日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年11月6日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称

警察コミュニケーションシステム用プリンタ装置賃貸借

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成24年10月5日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,920,520円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成24年8月24日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第306号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年11月6日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成24年12月12日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第307号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年11月6日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成24年12月7日（金） 13：30～16：30	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
平成24年12月10日（月） 13：30～16：30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成24年12月10日（月） 13：30～16：30	嘉麻市大隈町1228番地1 夢サイトかほ 大研修室	嘉麻警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
24・10・23	3440	告示	1789	2		○	16		平成17年	昭和17年